

埼玉県行財政改革 プログラム

2017-2019



彩の国

埼玉県

目 次

I 本県における行財政改革の基本的考え方

1 本県行財政の現状	1
(1) これまでの行財政改革	1
(2) 本県の行財政を取り巻く環境	1
2 新たなプログラムの方向性	2
3 計画期間	3
4 推進体制	3

II 行財政改革の具体的取組

1 “県庁改革” への挑戦	4
(1) 質の高い働き方の追求	4
① 多様な働き方の推進	4
② 意識改革	5
③ コミュニケーション改革	6
④ ワークライフバランスの推進	7
(2) 人財の活躍	8
① 多様な人材の育成	8
② 女性・シニアの活躍推進	9
③ 健康経営の推進	10
(3) 県民サービスの向上	11
① 広聴広報の強化	11
② 県民の利便性の向上	12
(4) 業務の見直し・効率化	13
① 業務の見直し・効率化	14
2 “多様な主体” との協働	15
(1) 民間との協働	15
① 民間の知見を施策に活かす仕組みの強化	15
② 民間連携の推進	16
③ 民間資金の活用	17

(2) 県民との協働	18
① 県民・NPOとの協働	18
② 大学との連携	19
(3) 市町村との連携	20
① 連携事業の推進	20
② 共同による効率的・効果的な事務の実施	21
③ 権限移譲の推進	22
3 “行財政基盤”の強化	23
(1) ファシリティマネジメントの推進	23
① 県有資産マネジメントの推進	23
② 施設の在り方等の検討	24
③ 施設の集約化の推進	24
(2) 財政の健全性の確保	25
① 健全な財政運営	25
② 県税収入の確保	26
③ 県経済の活性化	27
(3) 簡素で効率的な組織体制の構築	28
① 組織・定数等の見直し	28
② 多様な人材の確保	29
(4) 地方分権の推進	30
① 権限移譲・規制改革の推進	30
<参考>	
これまでの主な行財政改革の取組	31

I 本県における行財政改革の基本的考え方

1 本県行財政の現状

(1) これまでの行財政改革

本県の行財政改革は、平成16年度から4次にわたる「行財政改革プログラム」を策定し、少ない費用で大きな効果を上げる「費用対効果」を徹底的に追求する「最小・最強の県庁」を目指してきた。

これまで職員数の削減など行財政改革を強力に進めてきたところであり、この結果、県民1万人当たりの職員数（一般行政部門）が、11.1人（平成28年の全国平均22.9人）と全国一少ない状況となった。また、ITの活用による業務効率化や窓口業務委託の拡大などによる民間活力の活用、株式会社さいたまアリーナの黒字化などの出資法人改革等、様々な改革に取り組んできたところである。

(2) 本県の行財政を取り巻く環境

戦後一貫して増加してきた本県の人口は、少子化の影響により間もなく減少に転じようとしている。人口構造も大きく変化し、高齢者が急増する一方、働き盛りの世代の減少が進んでいる。こうした社会環境の変化により行政需要も変化し、高度化・複雑化している状況である。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催など、本県を一層活性化する好機も控えている。

本県の財政は、異次元の高齢化などに伴い、医療・介護費が大幅に増加し、社会保障費等の経常的経費が年々増加すると予想されている。一方、歳入では経済動向などの影響を大きく受け、一時よりも税収が増加しているものの、先行きは不透明な状況が見込まれ、厳しい財政運営が続くと予想されている。

2 新たなプログラムの方向性

本県はこれから人口減少、異次元の高齢化など今まで経験したこともない局面を迎え、これまでの人口増加を前提に組み立てられた従来のモデルや経験則は通用しない。

こうした状況の中で、変化に適切に対応し、将来にわたる持続的発展を実現するためには、今までにない視点や発想からの施策展開が必要とされる。

そのためには、県民ニーズはどこにあるのか、時代の潮流はどうなっているのか、課題解決には何をすべきかを根源的に考え、実行に移す力が職員には求められる。加えて、様々な視点や知見を施策に反映させるために、多様な主体の県政参加を求めることも必要である。また、これらの取組の前提として強固な行財政基盤の構築に引き続き努めていかなければならない。

以上の認識を踏まえ、本プログラムでは、多様性を育て・活かし・果敢に挑戦する県庁づくりの理念のもと、次の三つの視点から改革に取り組み、最も少ない職員数で最も良い行政サービスを提供する「最小・最強の県庁」を目指す。

(1) “県庁改革” への挑戦

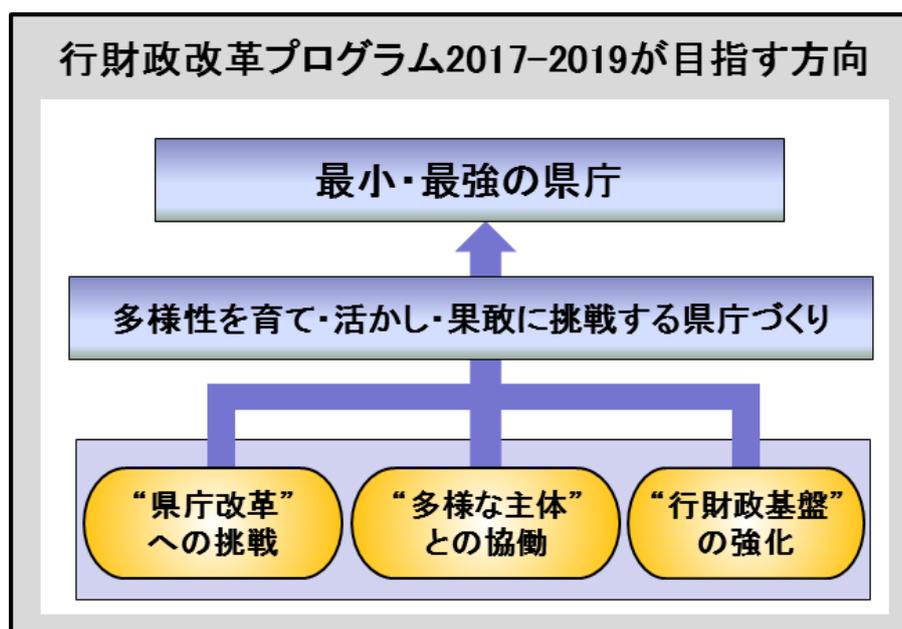
本質を見極め、変革する意思とスピード感を持って、成果を上げる県庁をつくる

(2) “多様な主体” との協働

多様な主体と連携し、それぞれの得意な分野で知恵を出し合い、行政サービスの向上を図る

(3) “行財政基盤” の強化

財政の健全化に努めるとともに、効率的な執行体制を構築する



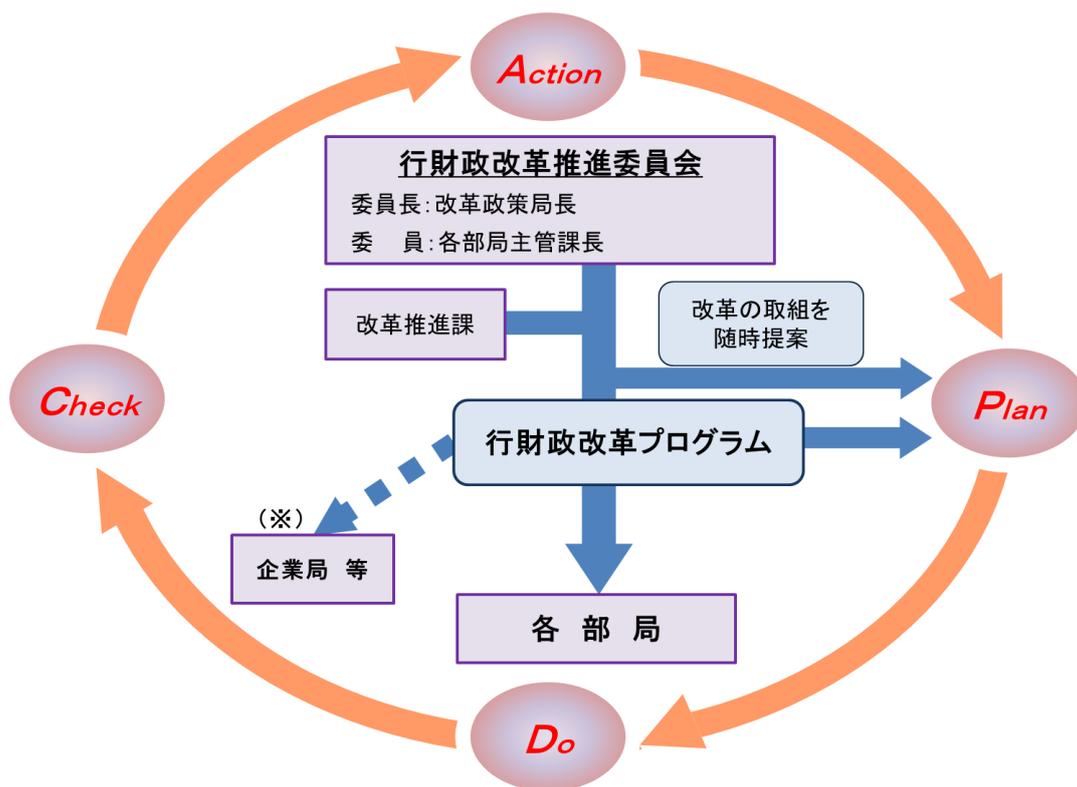
3 計画期間

平成29年度から平成31年度まで（3年間）

4 推進体制

本プログラムの取組については、部局横断的な組織である行財政改革推進委員会において進捗状況を確認・評価し、その結果を踏まえて取組方法について必要な見直しを行い、着実に実行する。なお、進捗状況等については、毎年度公表する。

加えて、不断の改革を進めるため本プログラムの実行段階においても、改革の専担組織である改革推進課が中心となって更なる取組を随時提案し、行財政改革推進委員会のもと改革を加速する。



※ 企業局、病院局、下水道局、教育委員会、警察本部等においても、本プログラムの基本的考え方を踏まえながら、各々作成するプログラムに基づき改革を推進する。

II 行財政改革の具体的取組

1 “県庁改革” への挑戦

(1) 質の高い働き方の追求

変化する社会環境や高度化・複雑化する県民ニーズに効果的に対応していくとともに、職員がその持てる能力を最大限発揮していくためには、働き方を見直し仕事の質を高めていくことが求められる。

そのため、ICTの活用等により時間や場所にとらわれない働き方を推進するとともに、庁内におけるコミュニケーションの活性化を図る。あわせて、これらの働き方改革を行政サービスの向上につなげるよう職員の意識改革に取り組むことで、働き方改革と意識改革を両輪として、より質の高い働き方を追求していく。

① 多様な働き方の推進

職員の年齢構成の変化等により、今後育児や介護を行う職員が増加することが想定されている。限られた人材資源の中では、こうした時間に制約のある職員が家庭と仕事を両立させることができる環境整備が求められている。

そこで、場所にとらわれないテレワーク*環境の構築や弾力的に勤務時間を設定できるフレックスタイム制度を活用し、多様な働き方を推進する。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
1	テレワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> 出張先への移動時間の活用や現場情報の迅速な把握等により、効率的な業務遂行を図るため、モバイルワークを拡大する。 育児・介護などにより時間に制約のある職員が、自宅近くで働ける環境を整備するため、サテライトオフィス勤務を導入し、利用を促進する。 	利用推進 モバイル 端末 90 台 導入	拡大 利用促進	対象職員の 8 割程度 実施

		・サテライト勤務等の運用状況を検証し、更なる生産性向上や災害時等の危機管理体制を確保するため、在宅勤務の導入を検討する。	サテライト勤務等の検証 → 先行事例の調査 →	導入可能性の検討
2	フレックスタイムの利用促進	時間に制約のある職員の活躍や総労働時間縮減を図るため、フレックスタイム制(勤務時間の弾力化制度)の利用を促進する。	アンケートによる職員ニーズの把握 → 利用状況を踏まえた課題の抽出 →	制度見直しの検討 → 制度の見直し

※ テレワークとは、情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用した、場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

② 意識改革

県では、これまでも「3Sチャレンジ(3S:スピード、スマイル、スピリット)」などの業務改善運動を通じてスピード感のある行政運営や行政サービスの改善に取り組んできた。

より本質を追求した行政運営を行うため、固定観念にとらわれない柔軟で意欲的な発想と経営的視点を持って業務を遂行することにより、行政サービスの向上が図られるよう、職員の意識改革・啓発に取り組む。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29年度	30年度	31年度
3	業務改善運動の実施による職員の意識改革	「もし埼玉県庁が株式会社だったら」などの業務改善運動を通じて、事務改善的なものから本質的な政策立案におけるものまでの業務改善を推進し、職員の意識改革を徹底する。	業務改善運動のバージョンアップ(取組の視点の見直し) → 優良取組の紹介 → (1課所1取組以上の業務改善)		
4	本質を追求した行政運営の徹底	様々なデータに基づき現状を的確に把握しているか、本来の目的に即しているか、現場のニーズに沿った施策になっているかなど、職員が考慮すべき視点やポイントを研修や継続的な情報発信等により周知・徹底する。	視点等の整理 → 研修などによる徹底 → 継続的な情報発信 →		

③ コミュニケーション改革

今までにない視点や新たな発想を創出していくためには、様々な視点や意見、情報をもとに迅速に議論を重ねるなど、コミュニケーションを活性化することが求められる。

そこで、ICTを活用した場所や時間にとらわれないリアルタイムなコミュニケーションの実現、情報共有の強化やフリーアドレスオフィス^{※1}の検討など、コミュニケーション改革を推進する。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
5	会議等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB 会議^{※2}を導入し、議論の活性化、意思決定の迅速化を図るとともに、移動時間、旅費、会場費等の削減を図る。 ・会議開催の必要性を精査するとともに、当日の進行などについてルール化し、会議等の活性化を図る。 	導入 5 会議以上 ルール設定	活用推進 10 会議以上 周知・活用推進	20 会議以上
6	効果的コミュニケーションの強化	新たなビジネスコミュニケーションツール(WEB 会議や庁内 SNS ^{※3} など)利用のルール設定や優良事例の周知による意識改革を図り、コミュニケーションの活性化を図る。	準備 他団体との WEB 会議等利用検討	コミュニケーションルール設定 他団体との WEB 会議等活用	優良事例の周知
7	現場情報の収集強化	タブレット等を活用し、現場における情報や意見を迅速・的確に把握することにより、本庁、地域機関、現場との情報共有やコミュニケーションの活性化を図る。	タブレット活用状況調査及び効果的活用の検討 優良事例の周知		
8	ICT 活用による情報共有強化	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内 SNS を設置し、部局を越えた情報共有やコミュニケーションの活性化等による業務の効率化を図る。 ・職員プロフィールバンク^{※4}を構築し、職員の持つ知識情報などを電子化・共有することで、コミュニケーションの活性化と業務の効率化を図る。 	準備	導入	利用推進

9	フリーアドレスオフィスの導入	フリーアドレスオフィス導入による効果検証と課題の洗い出しを行い、導入の可能性について検討する。	準備	試行	導入可能性の検討
			→		

- ※1 フリーアドレスオフィスとは、個人の固定席を持たないオフィススタイルのこと。従来の固定されたメンバー以外の職員とのコミュニケーションが自然と生まれ、活性化することで創造性が高まるとされる。
- ※2 WEB 会議とは、パソコンやタブレットを利用して離れた場所でも会議・打合せや共同作業を可能とするもの。音声や映像の送受信機能に、資料を共有するための機能などを統合させたコミュニケーションツール。
- ※3 庁内 SNS とは、一般のコミュニティー・サービスの SNS を、庁内向けに限定したもの。部門をまたいだ情報共有、プロジェクトチームなどにおける情報の交換、役職などにとらわれないコミュニケーション活性化が期待できるツール。
- ※4 職員プロフィールバンクとは、得意分野などをデータ化し全庁で共有・検索を可能とすることで、個人の持つ知識情報のオープン化とコミュニケーションの活性化を図るもの。

④ ワークライフバランスの推進

高いモチベーションを維持しながら生き生きと働き、成果を上げていくためには、時間外勤務の縮減に取り組むとともに、育児や介護、ボランティア活動や地域活動への参加、自己啓発など個々の職員に合わせた多様な生き方を推進していくことが重要である。生活の充実、仕事へのモチベーション向上や新たなアイデアの発想等につながり、仕事の質や効率が高まると考えられる。

そこで、仕事と生活の双方をより豊かに相乗的に充実させていくため、ワークライフバランスを推進する。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
10	時間外勤務の縮減	時間外勤務縮減対策チームによる実効性のある対策を検討・実施し、時間外勤務を縮減する。	時間外勤務が多い職員についてその要因を随時分析し、要因に応じた個別の縮減策について指導・助言		
11	男性職員の育児参加の促進	「子育てのための休暇取得プログラム」の積極的な活用等により、男性職員の育児休業の取得を促進する。	育児休業取得促進 (取得率) 平成 32 年度 15%		

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
12	集中タイムの利用促進	事務効率の向上を図るため、共有事務スペースの確保や職員の意識改革により、集中タイムの活用を促進する。	集中タイムの活用により効果が見込める課への個別の働きかけ		
			共有事務スペース拡大		

○ フレックスタイムの利用促進【再掲(参照:取組 No.2)】

(2) 人財の活躍

成果を上げる県庁づくりを推進するため、多様な視点や能力を持った職員を育成するとともに、全ての職員が健康で生き生きと働き、その能力を最大限発揮する環境を構築する。

① 多様な人材の育成

変化し続ける社会環境や高度化・複雑化する県民ニーズに効果的に対応するため、職員には、幅広い視点や根源的に考える思考力・創造力など多様な能力を身につけることが求められている。

そこで、研修を充実するとともに、他流試合などへの参加を促進する。また、人事異動や人事評価制度などを通じた人材の育成・活用を図る。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
13	人材開発の推進	職員の更なる能力開発を図るため、新たな「彩の国 人材開発ビジョン」を策定し、ビジョンに基づき人材の開発を推進する。	ビジョンの検討策定	人材開発の推進	
14	民間企業派遣研修の充実	引き続き民間企業への派遣研修を行うほか、県内中小企業における短期の派遣研修を拡充する。	短期派遣先開拓	(短期派遣先の目安) 28 年度 4 社 → 31 年度 10 社	民間派遣研修の充実

15	他流試合への参加促進	県庁組織以外の価値観や考え方に触れ、県民の立場に立った行政を推進するため、職員の地域活動・NPO 活動等への参加や「世の中大学」などの自主的な勉強グループを支援する。	地域活動等への参加支援 → (現在活動中の職員割合の目安) 28年度 26.1% → 31年度 30%以上 自主的な勉強グループの支援 →
16	次世代リーダーの養成	次世代のリーダーを養成するため、県の幹部候補者が異分野の次世代リーダーと議論を重ねる場として外部セミナー等へ派遣する。	求められる能力に応じた異分野交流の拡大 → セミナー等派遣 →
17	人材育成に配慮した人事配置	・管理職養成のため、課題のあるポストや指導力に優れる上司のもとに計画的に配置する。 ・若手職員育成のため、能力や適性に応じて様々な分野を経験させるなどによりキャリア形成を図る。	管理職員養成のための計画的配置 → 若手職員育成のための人事配置 →
18	専門的職員の育成	専門的な知識、経験、人脈が求められる職には、業務に習熟した職員の配置に努めるとともに、中長期的な視点に立ち、その育成に配慮した配置を行う。	専門的職員の育成に配慮した配置 →
19	人事評価制度の活用	モチベーションアップやチャレンジする風土の醸成を図るため、人事評価を昇給に反映させるとともに人事異動に活用する。	人事評価制度の昇給への反映 → 人事異動への活用 →

② 女性・シニアの活躍推進

女性の活躍を推進することは、女性の視点で県民ニーズのきめ細やかな把握や新たな発想を生み出すことにつながり、県民サービスの質の向上が期待される。

そのため、「女性活躍・子育て応援事業主プラン」の実施により女性活躍を推進するなど、女性が意欲や希望に応じた働き方を実現し活躍できるよう取り組む。

また、経験豊富なシニアの活躍を推進し、県民サービスの向上を図る。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29年度	30年度	31年度
20	女性職員の積極的な登用・支援	性別にとらわれることなく、個人の能力、実績、適性等を正しく評価し、女性職員の積極的な登用に向けた人事配置と職域拡大などを図る。	積極的登用に向けた人事配置 →	女性職員の職域拡大 →	(主幹級以上の女性職員数の目安) H28.4.1現在 323人 → 32年度末 2割増程度

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
21	管理職登用にに向けた女性職員の意欲と能力の向上	管理職候補となる女性職員を対象に、マネジメントなど管理職として必要な知識や能力を身につけさせるための研修を実施する。併せて上司向け研修を実施する。	女性職員向け研修の実施 →	→	→
			上司向け研修の実施 →	→	→
			(主幹級以上の女性職員数の目安) H28.4.1現在 323 人 → 32 年度末 2 割増程度		
22	オンライン研修による研修機会の拡大	育児等により時間に制約のある職員の研修機会を拡大するため、サテライト会場等でのオンライン研修を実施する。	準備 →	試行 →	実施 →
			(目標) 全サテライトオフィス(10 か所程度)で実施		
23	審議会委員等への女性の登用	県における政策・方針決定過程への女性の参画・活躍を推進するため、県審議会委員等への女性の登用を促進する。	登用拡大 →	→	→
			(委員女性割合目標) 27 年度 38.2% → 33 年度 40%		
24	シニア層の活躍推進	・東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催などに対応するため、非常勤職員等の専門的知識・経験を持つ者を活用する。 ・ベテラン職員の知識・経験・能力を最大限発揮し、若手職員等に継承するため、再任用職員をより一層活用する。	新たな活用の検討と必要に応じた採用 →	→	→
			再任用職員の知識等の活用と継承を重視した人事配置の推進 →		

○ フレックスタイムの利用促進【再掲(参照:取組 No.2)】

○ 男性職員の育児参加の促進【再掲(参照:取組 No.11)】

③ 健康経営の推進

職員は県政の生産性を上げる「人財」であるとする「健康経営」を推進し、職員の健康増進に戦略的に取り組んでいく。

質の高い県民サービスを提供していくためには、職員が健康であることが重要である。そのため、自発的な健康づくりに向けた仕組みを構築し、職員が生活習慣病にかかりにくい職場環境を目指す。また、メンタルヘルス対策の強化により、職員が常に心の健康を意識できる職場風土に変革する。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
25	庁内健康ムーブメントの促進	階段利用の促進やラジオ体操の取組課所の拡大、食堂での健康メニューの提供等により職員の健康意識の醸成を図る。	ムーブメントの促進	健康意識の醸成	
26	自発的な健康づくりに向けた仕組みの構築	健康づくり応援システムや健康ポイントプログラムなどの導入により、スポーツへの取組など自発的な健康づくりに向けた仕組みを構築する。	ポイントプログラムの導入	利用促進	メタボ職員の割合を2割以内に抑える
27	隙間のない指導体系の確立	健康意識向上のため、若手世代向けライフプランセミナーの実施、35歳以上のメタボ対策や40歳以上の特定保健指導の強化等各世代に合わせた隙間のない指導体系を確立・実施する。	60歳以上のメタボ対策の導入	指導体系の確立	メタボになりにくい生活習慣への改善
28	メンタルヘルス対策の強化	メンタル不調の早期発見・早期対応及び再発予防の対策を強化し、職員が常に心の健康を意識する職場風土へ変革する。	メンタルヘルス研修の充実	常に心の健康を意識する	職場風土への改革

(3) 県民サービスの向上

県民にとって便利で満足度の高いサービスを提供するため、県民のニーズを捉えた情報発信や、ICTの積極的な活用等により県民生活の利便性向上を図る。

① 広聴広報の強化

県では、主に広報紙、広報テレビ番組や県ホームページで広報を行ってきているが、これらのメディア型広報では一人ひとりの県民ニーズに合わせて情報を発信することまでは難しい。

そのため、スマートフォンアプリ等を活用したプッシュ型広報などによる情報提供を充実させ、一人ひとりの県民ニーズに合わせた情報発信を強化する。また、職員等による広報を推進するとともに、広聴機能の強化について調査研究する。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
29	プッシュ型情報提供の充実	スマートフォンアプリ等のプッシュ型のサービスを活用し、県民ニーズに合った情報提供の充実を図る。	検討・構築 → 情報提供の充実 → アプリダウンロード数 50,000 件	→ → 65,000 件	→ → 85,000 件
30	ホームページの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が必要な情報を見つけやすくするため、県ホームページ内検索機能を強化する。 ・自動翻訳機能を導入し、多言語サービスを提供する。 ・ウェブアクセシビリティの適合レベルAAを達成し、以降もPDCAサイクルを回しウェブアクセシビリティの適合基準の達成を図る。 	改修 → 調査・検討 → 適合レベルAA 達成・維持 →	調整・精度向上 → 構築 →	→ 運用 →
31	職員等による広報の充実	県が広くPRすべき事項(ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック、シニア革命等)について、名刺裏の共通デザインを作成し、職員の利用を推進するとともに、民間への普及を図る。	共通デザインの作成 → 職員の利用推進 →	→ 民間への普及促進 →	→ →
32	広聴機能の強化	将来的な導入を見据えて、電話等により寄せられた県民の声を行政サービスに活かす仕組みを調査・研究し、広聴機能の強化を検討する。	先進地 調査・研究 →	検討 →	検討結果を踏まえた 取組の推進

② 県民の利便性の向上

ICT技術は目覚ましい進展を遂げており、今では、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、県民の利便性の向上に寄与している。特に、情報処理の高速化やクラウド化等に伴うビッグデータ・オープンデータの活用は、様々な付加価値を創出し、新産業の創出、行政の透明性・信頼性の向上などが期待されている。

そのため、クラウドやビッグデータ・オープンデータの活用、マイナンバー制度の活用などにより、更なる県民生活の利便性の向上を図る。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
33	共通サービスの一 元化による利便性の向 上	ポイント、クーポン、マイレージなど各分野の事業に 共通したサービスを一元化して提供することで、行 政サービスの利便性向上を図っていく。	検討・構築 →	サービス 展開 →	拡充 →
34	オープンデータの活 用	行政保有情報のオープンデータ化による新たな価 値を創出するため、データ形式の共通化などを進 め、県内市町村と共同でデータの公開拡大を図る。	公開データ の拡大 → (データセット公開数) 450 件	→ 500 件	→ 550 件
35	電子申請サービスの 充実	・市町村と共同運用している電子申請サービスをリ ニューアルし、県民の更なる利便性向上を図る。 ・市町村での利用促進に向けた支援等を行い、県民 利用の向上を図る。	リニューアル → 市町村等 利用促進 → (利用件数) 210,000 件/年	→ 215,000 件/年	→ 220,000 件/年
36	マイナンバーによる 利便性の向上	・マイナンバー活用による県民の利便性向上と行政 の効率化を図る。 ・マイナンバーの運用状況を検証し、利用拡大につ いて検討する。	利便性の 向上 →	→ 検証 →	→ 検証結果を 踏まえた 拡充
37	バスの利便性向上	バスの時刻表や運行状況等のバス情報を、県が集 約してオープンデータとして公開し、民間事業者が 活用することで、バスの利便性の向上を図る。	データ更新・維持等 → 効果検証 手法の検討 →	→ 効果検証 →	→ 検証結果を 踏まえた方 向性の検討
38	ホスピタリティの向上	庁内での取組や他の自治体等での「おもてなし」に 関する優良事例を参考にしながら、ホスピタリティの 向上を図る。	調査・実践 →	→ 更新・実践 →	→ 更新・実践 →

(4) 業務の見直し・効率化

行政課題に的確・迅速に対応していくためには、継続的に業務の見直し・効率化を進める必要がある。

そのため、事務事業の徹底的な見直しにより事業効果を高めるとともに、クラウ

ドを活用したシステム統合などのICT活用により、効果的かつ効率的な業務運営を推進する。

① 業務の見直し・効率化

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
39	事務事業の見直し徹底	主要な施策・事業の重点的な見直しや予算編成等を通じた徹底した見直しを行い、事業の新陳代謝を加速させるとともに費用対効果を追求する。	主要な施策・事業の重点的な見直し →	→	→
			予算編成等を通じた見直し →	→	→
40	許認可の標準処理期間の新たな設定	標準処理期間を新たに設定する手続を拡大し、標準処理期間の明確化を進めることで、事務処理の迅速化を図る。	対象手続の洗い出し →	→	→
			標準処理期間の新たな設定 →	→	→
41	クラウド活用によるシステム統合	コスト削減、管理負担軽減等を図るため、大規模システムを中心に、クラウドコンピューティング※1を活用したシステムの統合を進める。	移行調査・移行 →	→	→
			統合基盤運用 →	→	→
			(統合システム数) 32 システム	48 システム	83 システム
42	ペーパーレス会議の推進	効率的な業務運営や紙使用量の削減を図るためペーパーレス会議を推進する。	準備 →	ペーパーレス会議推進 →	→
				10 会議以上	20 会議以上
43	庁内連絡の効率化	パソコンを利用した個人用内線電話・プレゼンス機能※2・ビジネスチャット※3などを活用し、電話取次ぎの作業時間を削減する。	試行 →	導入 →	利用推進 →
44	5Sによる職場環境の改善	効率的に業務を進めるため、5S※4の推進による執務環境整備の必要性について啓発を徹底するとともに、各職場における自主的な取組を推進する。	5Sの徹底 →	→	→
			執務環境調査 →	→	→

※1 クラウドコンピューティングとは、データを自分のコンピュータで加工・保存することなく、ネットワークを通じて必要に応じて利用することができるコンピュータネットワークの利用形態。

※2 プレゼンス機能とは、現在連絡を取りたい相手方の状況（在席・離席など）を把握するための機能。相手の状況に応じて最適な連絡手段を選ぶことが可能になる。

※3 ビジネスチャットとは、文字ベースで会話と同様にやり取りをするコミュニケーションツール。メールより簡易でリアルタイム性が高い。

※4 製造業などの職場環境維持改善で用いられる一般的なスローガンで、整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣化）の頭文字Sをとったもの。

2 “多様な主体”との協働

(1) 民間との協働

民間の知恵や活力を取り入れるとともに、県と民間とがそれぞれの強みを活かしながら、相互に利益を得る Win-Win の関係を構築するとともに、施策効果の向上を図る。

① 民間の知見を施策に活かす仕組みの強化

本県では民間の知恵やノウハウを県政に活かすべく「民間連携よろず相談所」を平成22年度に設置し、民間との連携を推進してきた。

今後、民間連携の取組を深化させ、オープンな場での官民対話など様々な形で民間からの積極的な提案や参画を求めることで、効果的な施策展開に結び付ける。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
45	テーマ型提案の募集・事業化検討	民間の創意工夫を活かした提案を県の施策に反映させるため、県が指定した具体のテーマについて民間からアイデア・提案を募集し、事業化を検討する。	対象事業抽出 → 制度構築	募集開始 → 5 件以上	検証・改善 継続実施 → 5 件以上
46	オープンな場での対話型意見聴取会の実施	県から民間に地域課題等を伝え、民間からは課題を踏まえたアイデアを提案するなどの対話を公募により行い、より優れた事業の構築につなげる。 【活用例】 県有資産の有効活用	対象事業抽出 → 制度構築	聴取会の実施 →	検証・改善 継続実施 →
47	「民間連携よろず相談所」の取組強化	行政サービスの向上に向けて、民間から事業の発案や既存事業の改善提案等を広く受け付け、施策に反映する。	提案受付・施策反映 → 制度の見直し → (相談件数) 100 件	→ 110 件	→ 120 件

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
48	協定等に基づく連携事業の充実	地域の活性化や県民サービスの向上のため、民間企業と幅広い分野で連携し、お互いのメリットを活かしながら県の施策を効果的に推進する。	連携事業の充実 → (連携事業数) 160 事業	→ 170 事業	→ 180 事業

② 民間連携の推進

県に限られた人材や財源の中で、様々な課題に的確に対応していくためには、民間の経営資源を行政サービスに活かしていくことが求められている。

そのため、県が実施している事業に民間のノウハウを活かすなど民間連携を推進し、効果的・効率的な行政サービスを提供する。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
49	指定管理者制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者を交えた検証委員会において、制度導入済施設の管理運営状況を検証し、より効果的・効率的な運営につなげる。 事業者を幅広く求め、民間による創意工夫の効果を最大限に活かすため、公募により指定管理者の選定を行う施設の拡大を検討する。 	運営状況の検証とフィードバック → 10 施設	→ 5 施設	→ 32 施設
50	民間委託の拡大	県が直接実施している事業のうち、民間の創意工夫等によりサービスの向上や業務の効率化が期待できるものについて委託を拡大する。	委託業務の検討・拡大 →	→	→
51	水辺空間の魅力創出	水辺に「新たな魅力」と「賑わい」を創出するため、民間事業者等による河川敷地の利用(バーベキュー場、オープンカフェ等)を促進する。	オープンに向けた支援 →	→	→ (市町村の検討状況を踏まえ 順次開業箇所を拡大)
52	県営住宅敷地の活用	老朽化した県営住宅の建て替えにより創出した敷地を民間事業者へ賃貸し、福祉施設や団地・地域への貢献施設を導入する。	事業者公募 →	民間事業者による施設整備 →	→ (実施箇所: 大宮砂団地)
53	県営公園の魅力向上	県営公園の魅力を更に向上させるため、民間事業者の活力を導入した、県営公園の再整備を図る。	民間事業者との対話 再整備計画の策定 →	→	→ (実施箇所: さいたま水上公園)

54	建設工事における情報化施工※の推進	建設現場の生産性向上を促し、公共インフラの品質確保と適正な機能維持を図るため、県発注工事において民間事業者が持つICT技術を活用した土工を推進する。	試験施工		本格運用
			情報化施工のための基準類の整備	試験施工の検証及び実施方針の策定	

※ 情報化施工とは、ICTの活用により各プロセスから得られる電子情報を活用して高効率・高精度な施工を実現し、さらに施工で得られる電子情報を他のプロセスに活用することによって、建設生産プロセス全体における生産性の向上や品質の確保を図ることを目的としたシステムのこと。

③ 民間資金の活用

県の財政負担の抑制と、民間のビジネス機会や広告宣伝等のニーズをマッチングさせ、官民相互の利益となる民間資金の活用を図っていく。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29年度	30年度	31年度
55	PPP/PFI手法導入優先的検討規程に基づく導入検討	PPP/PFI手法導入優先的検討規程に基づいて、民間手法の導入による効果が期待できる施設について導入を検討する。	導入効果の検討	効果が期待できる施設への導入	
56	広告事業等をインセンティブにした官民協働の推進	<p>県の歳入確保と民間の広告宣伝等のニーズをマッチングさせ、広告事業やネーミングライツ等の導入を積極的に推進する。</p> <p>また、これらの取組を全庁的に推進するための仕組みを構築する。</p> <p>【例】・広告付き案内板等の設置 ・基金への民間資金導入促進 ・歩道橋等のスペースの活用 ・図書館における資料スポンサーの導入 など</p>	方針等策定 庁内体制の構築	広告等の募集	
57	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）などの寄附金の活用検討	企業版ふるさと納税制度等により県の事業に民間からの寄附金を活用する方策を検討する。	制度活用の検討	民間企業等が賛同できる事業への導入	

(2) 県民との協働

多様な県民ニーズに柔軟に対応していくため、県民をはじめとして、NPO及び大学等の地域における多様な主体との協働を進め、地域課題に対応する。

① 県民・NPOとの協働

県民や、地域社会の重要な担い手であるNPOなどと連携することで、地域課題の解決や地域特性を活かした魅力ある地域づくりへの取組を進める。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
58	県民・市町村と連携した地域防災力強化	住民による自主防災組織の組織率向上のため、市町村が行うリーダー養成講座の取組に対して講師養成等の後方支援を行う。	講座開催等の支援 (組織率) 90.4%	92.0%	93.4%
59	自主防犯活動の活性化促進	自主防犯活動の更なる活性化を図り、安全で安心な地域づくりを推進するため、市町村との連携・協力により「青色防犯パトロール」の普及拡大を図る。	活動団体・市町村への働きかけ (「青色防犯パトロール」の普及台数) 700 台	850 台	1,000 台
60	外国人案内ボランティアの育成・活動支援	・東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向け増加する訪日外国人観光客のおもてなしのため、外国人案内ボランティアを育成する。 ・育成されたボランティアが地域の多文化共生を推進する中心的役割を担えるよう、その活動を支援する。	育成講座の開催 検証・改善 (育成人数) 1,500 人/年	1,500 人/年	1,500 人/年
61	シニアボランティアの育成・活動支援	元気な高齢者が地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくりなどの支援を行う。	シニアボランティア養成講座の開催・効果検証 (受講者数) 1,000 人/年	1,000 人/年	1,000 人/年

62	クラウドファンディングの普及	県民との連携の取組として、県内中小企業・小規模事業者、NPO等の資金調達手段の一つとしてクラウドファンディングを広く紹介し、その普及を図る。	セミナーの開催等によるクラウドファンディングの普及啓発・活用支援
63	NPOの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等の課題解決を支援する専門家ボランティアの活動をセミナー等で働き掛ける。 ・NPO基金を活用し、NPO法人が多様な担い手と協働して実施する事業や先駆的取組等を財政支援する。 ・社会貢献、地域貢献したい企業等とNPOとの連携を後押しし、地域課題の解決につなげる。 	専門家ボランティアの働き掛け・登録・マッチング (働き掛け数) 1,000人/年 1,000人/年 1,000人/年 NPO基金による助成・事業成果の確認 企業等とNPOとの連携のモデルづくり
64	NPO等と連携した県営団地の活性化	NPO等と連携し、県営住宅の一部住戸を改修し、子育て世帯の活動拠点となる集いの場をつくる。	料理教室・セラピー講座等の開催 検証・改善 (実施箇所:シラコバト住宅)

② 大学との連携

知の拠点である大学においては、地方創生に向けた動きを背景に地域社会の発展に貢献しようとする取組が進んでいる。

そのため、県と大学相互の協力と連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会づくりへの取組を進める。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29年度	30年度	31年度
65	協定等に基づく連携事業の充実	地域の活性化や県民サービスの向上のため、大学等と幅広い分野で連携し、お互いのメリットを活かしながら県の施策を効果的に推進する。	連携事業の充実 (大学との連携事業数) 195事業	210事業	225事業
66	大学連携研究会の開催	大学連携研究会を開催し、県内大学・短期大学と地域との連携を推進する。	大学連携研究会の開催・検証	大学連携研究会の充実・検証	大学連携研究会の充実

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
67	インターンシップによる人材育成	大学・企業と連携して、調査・研究・開発等を行う長期インターンシップの推進により学生の実践的な課題解決能力の向上を図る。	課題解決型インターンシップ実施 → 協力企業・大学数の増加 →		
68	スポーツ食※の開発・普及	県内大学と連携して各スポーツ競技に応じたスポーツ食を開発して、その普及を図り、県内スポーツの更なる振興を図る。	スポーツ競技に応じたスポーツ食の開発・普及(毎年度、対象とするスポーツ競技を変え、新たなスポーツ食の開発を図る) →		

※ スポーツ食とは、スポーツで良いパフォーマンスを出すための食事のこと。

(3) 市町村との連携

本県には多数の市町村があり、それぞれが抱える行財政上の課題も様々である。こうした市町村の実情を十分に踏まえ、市町村が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう、県と市町村との適切な役割分担を図るとともに、県と市町村の双方に効果があり、スケールメリットを活かせる連携を進める。

① 連携事業の推進

住民に身近な行政サービスは市町村が担い、地域では解決できない広域的な課題への対応は県が担うなど、それぞれが担うべき役割を果たしていくことが求められている。

そのため、こうした役割分担を踏まえた上で、県と市町村の連携により行政課題の解決に向けた取組を推進していく。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
69	地域の特性に応じた 施策の検討・実施	中長期的な政策課題等をテーマに、「地域の未来を 考える政策プロジェクト会議(未来会議)」※ ¹ の場 で、県と市町村が目指すべき将来の方向性や施策 の検討を行い、検討結果を施策に反映する。	将来の方向性や施策の 検討・実施  (目標) 未来会議に参加し連携する市町村 毎年度 100%		
70	さいたま市との連携 強化	県市にわたる政策課題や県市相互の重要施策に関 して「埼玉県・さいたま市企画調整協議会」などの場 を通じて意見交換や企画調整を行い、課題解決を 図っていく。	課題の抽出・協議・解決  (目標) 解決への方向性が見つかったもの 100%		
71	健康マイレージ 事業の推進	健康マイレージシステム※ ² について、県内での幅広 い利用につなげるため、県と市町村とが連携してそ の推進を図る。	健康マイレージの推進  (連携市町村数) 26 団体 42 団体 63 団体		

○ オープンデータの活用【再掲(参照:取組 No.34)】

○ 県民・市町村と連携した地域防災力強化【再掲(参照:取組 No.58)】

○ 自主防犯活動の活性化促進【再掲(参照:取組 No.59)】

※¹ 「地域の未来を考える政策プロジェクト会議」とは、地域振興センターがコーディネーターとなって、県内 10 地域（さいたま市を除く）で、人口減少・超少子高齢社会に伴う中長期的な政策課題をテーマとして、市町村の政策担当者、有識者、県庁各課の担当者などを構成員とした検討の場を設けているもの。

※² 健康マイレージシステムとは、健康づくりの更なる普及拡大を進めるため、ウォーキングや健康づくり事業に参加してポイントを貯め、そのポイントに応じた特典を受けることができる「健康マイレージ制度」を導入するための基幹システム。

② 共同による効率的・効果的な事務の実施

各自治体でそれぞれ実施している物品調達やシステム運営等の事務事業を共同で実施することで、スケールメリットを活かした調達コストの削減や事務負担の軽減など、より効率的で効果的な行政運営を目指す。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
72	市町村との物品共同調達	<ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄用品調達費用の削減を図るため、県内市町村と共同で購入する。 ・他の物資についても、費用削減等の効果が期待できる物資を全庁的に検討し、共同調達の実施拡大を検討する。 	対象品等 検討・導入 (連携市町村数) 1 団体	効果検証 自治体数拡大 3 団体	5 団体 対象物品の検討、 順次拡大
73	自治体情報セキュリティクラウドの運用	頻発・高度化するサイバー攻撃から県民の重要情報を守るため、県と市町村が共同で高度な情報セキュリティ対策を講じる。	運用・検証 (重大なセキュリティ事故発生件数) 0 件	0 件	0 件

○ 電子申請サービスの充実【再掲(参照:取組 No.35)】

③ 権限移譲の推進

住民の意向の的確な反映、住民の利便性の向上及び地域の活性化の観点から、住民に身近な行政はできる限り住民に近い地方公共団体が担っていくことが望まれる。そのため、平成29年度からを計画期間とする権限移譲方針を定め、方針に基づき市町村の実情を踏まえながら権限移譲を推進する。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
74	県から市町村への権限移譲の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の実情を踏まえながら市町村ときめ細かに協議を行い、権限移譲を推進する。 ・市町村が移譲事務を円滑に実施できるよう支援を実施する。 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可についての権限移譲 ・開発許可についての権限移譲 ・NPO 法人認証についての権限移譲 など 	市町村との協議、権限移譲の推進 人材派遣等による支援 2 団体 1 団体 1 団体	市町村の実情に応じた 権限移譲の推進	
75	川口市の中核市移行への支援	川口市の中核市への移行(平成30年4月予定)に伴い、同市が円滑に移行できるよう事務移管等に向けた支援を実施する。	保健所設置に向けた人材派遣 実務研修受入れ	人材派遣等による支援	

3 “行財政基盤”の強化

(1) ファシリティマネジメントの推進

県有資産をより効果的・効率的に活用していくため、いわゆるファシリティマネジメント*の考え方を取り入れ、県有資産は県政を支える経営資源であるとの考え方のもと県有資産総合管理方針を策定している。

今後、この県有資産総合管理方針及び庁舎・公の施設マネジメント方針などに基づき、長期的かつ戦略的な県有資産のマネジメントに取り組む。

※ ファシリティマネジメントとは、土地、建物、工作物などの資産を経営資源として捉え、総合的、長期的な観点でコストと便益の最適化を図り、経営の視点で資産を戦略的かつ適正に保有・処分・更新・利活用すること。

① 県有資産マネジメントの推進

施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図るとともに、集約化等の検討を進め、ファシリティマネジメントを推進する。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29年度	30年度	31年度
76	施設の長寿命化等の推進	予防保全を的確かつ計画的に実施するため、施設ごとに長期保全計画を策定し、施設の長寿命化や財政負担の平準化を図る。(集約化等の検討が必要なものを除く)	施設ごとの長期保全計画策定 (30年度までに策定(約130施設))	→	→
			計画的予防保全	→	→
77	集約化等検討の推進	施設アセスメント*結果を踏まえ、集約化等を検討するとともに、県有資産マネジメント検討委員会において進捗状況を管理する。	集約化等の検討	→	→
			委員会での進捗状況管理	→	→
78	未利用資産の活用	未利用資産については、公的活用を優先し、民間売却や貸付等利活用を進める。	市町村での利活用の意向確認	→	→
			売却	→	→
			貸付	→	→

※ 施設アセスメントとは、建物性能や利用状況など施設を総合的に評価し、各施設の今後の方向性を示したものの。

② 施設の在り方等の検討

施設アセスメントにおいて「廃止・転用等を検討」とされた施設について検討を行い、結論が出た施設から順次実施していく。

No	施設	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
79	大宮公園体育館	施設の老朽化が著しく、代替施設があることから、廃止を含めて検討する。	廃止等検討・跡地活用検討	→	→
80	上尾運動公園プール	施設の老朽化が著しく、流水プール等の廃止により更に利用者が減少していることから、廃止を含めて検討する。	廃止等検討・再整備計画の策定	→	→
81	山西省友好記念館	入館者が開館時をピークに減少しており、廃止や転用を含めて検討する。	廃止等検討・施設活用検討	→	→
82	所沢航空記念公園 野外ステージ	所沢航空記念公園野外ステージの有効活用と利用率の向上を図るため、コンサート以外の新たな利用方法を導入する。	新たな利用方法導入	利用率の向上	利用率の向上

また、より効率的な運営が求められる施設については、効率的な運営方法や執行体制の見直しについて検討し、検討結果に基づいた対応策の準備を進める。

No	施設	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
83	総合リハビリ テーションセンター (障害者支援施設)	施設の利用率の向上を図るため、効率的な運営方法や執行体制について、民間活用も含めて検討する。	施設運営ビジョンの検討・策定	→	→
			ビジョンに基づく取組の実施準備	→	→

③ 施設の集約化の推進

施設アセスメントにおいて「集約化を検討」とされた施設について検討を行い、結論が出た施設から順次実施していく。

No	施設	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
84	消費生活支援センター熊谷	老朽化が進行し、建物性能が低いことから、他施設への移転を図る。	移転先の検討 →	移転先の改修等 →	移転予定 →
85	熊谷点字図書館	区画整理事業により移転が必要なことから、他施設への移転を図る。(平成 32 年度末までに移転予定)	移転先の検討 →	移転先の改修等 →	移転予定 → ~32 年度末
86	西関東連絡道路建設事務所	事業の進捗により、工事区間が現事務所から離れるため、工事区間を考慮し他施設への移転を図る。	移転先の検討 →	移転先の改修等 →	移転予定 →

(2) 財政の健全性の確保

将来にわたり県民生活に必要なサービスを確実に提供していくため、健全な財政運営や安定的な歳入の確保に努めるとともに、経済の活性化による自主財源の充実や長期的な視点に立った効果的な事業の展開により歳出の抑制を図るなど、財政の健全性を確保していく。

① 健全な財政運営

財政の健全性を確保し、将来にわたり県民生活に必要なサービスを提供するため、計画的で安定的な財政運営を行う。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
87	収支見通しを踏まえた予算編成	計画的で安定的な財政運営を行うため、景気動向や地方財政制度の変更等を踏まえて、収入や支出の見通しを作成し、予算編成に反映する。	収支見通しの作成 →	→	→
			予算編成への反映 →	→	→

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
88	県債残高の適正管理	真に必要な事業には県債を効果的に活用しつつ、財政の健全性確保のため、臨時財政対策債及び減収補填債を除いた県で発行をコントロールすることのできる県債の残高を平成 28 年度決算時と比較し、平成 31 年度決算時には維持若しくは減少させる。	適正管理 →	→	→
89	退職手当債の発行取りやめ	健全な財政運営を図るため、平成 31 年度までに退職手当債の発行を取りやめる。	発行額の縮減 →	→	発行取りやめ →
90	債権管理の強化	債権管理の更なる適正化を図るため、庁内連携による債権管理体制を強化し、税外収入未済額を圧縮する。	債権管理体制の強化 →	→	→
			過年度税外収入未済額の圧縮 (期間中年間平均 3 億円) →	→	→

○ 事務事業の見直し徹底【再掲(参照:取組 No.39)】

② 県税収入の確保

本県の納税率は平成 27 年度まで 5 年連続で上昇しているものの、全国順位は 7 年連続最下位となっている。この原因は、市町村が課税・徴収している個人県民税の課税額が、県税収入全体に占める割合で全国第 2 位と高く、また、この個人県民税の納税率が全国第 45 位と低いため、県税全体の納税率が低い状況にある。

そのため、この収入未済額が大きい個人県民税対策を徹底していくことで県税納税率の向上を図り、安定かつ確実に税収を確保する。また、自動車税の納期内納付や法人事業税等の高額滞納対策などを進め、引き続き税収確保に努める。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
91	個人県民税対策の推進	個人県民税について給与からの特別徴収の更なる徹底や大規模市を中心とした市町村への徴収支援などを強化する。	大規模市への徴収支援 →	→	→
			直接徴収の強化 →	→	→
			特別徴収の更なる徹底 →	→	→
92	自動車税納期内納付の促進	自動車税「納めてプラス」事業※を導入し、自動車税の納期内納付を促進する。	制度導入 →	協賛店舗拡大 →	→

93	法人事業税等の高額滞納対策の推進	課税段階から納期内納税の呼び掛けを徹底して滞納発生の未然防止を図るとともに、滞納となった場合は財産調査を徹底し、滞納処分を強化する。	滞納発生の未然防止	→	→	→
			滞納処分の強化	→	→	→

(目標 収入未済額の圧縮 平成 28 年度 (見込) 179 億円 → 平成 31 年度 121 億円 圧縮額 58 億円
平成 29 年度及び平成 30 年度は県税納税率の伸び率を全国平均値以上とし、早期に納税率全国順位を 30 番台とする。)

※ 自動車税「納めてプラス」事業とは、自動車税を納期内に納付した納税者を対象に、協賛店から特典を付与することで、納期内の納付を促進する事業。

③ 県経済の活性化

先端産業創造プロジェクトの推進や県内企業の支援、県への企業立地を推進し、「稼ぐ力」を強化し県経済の活性化を図ることにより自主財源の充実につなげる。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
94	先端産業創造プロジェクトの推進	ナノカーボンを活用した新素材や新製品の開発など、今後成長が見込まれる産業分野の研究開発を支援し、県内に新たな成長産業を創造・育成する。	研究開発支援	→	→
				検証	→
					検証結果を踏まえた取組の推進
95	企業立地の促進	充実した高速道路網などの立地優位性を活かしながら、企業誘致活動を展開し、県内産業の振興や雇用の創出、税収の確保につなげる。	企業誘致	→	→
			平成 33 年まで累計 (新規企業立地件数) 250 件		
96	中小企業・小規模事業者・ベンチャー企業の支援	・経営革新への取組支援、制度融資による金融支援、ICTの活用支援などを実施し、県内中小企業・小規模事業者の活動を支援する。 ・創業前から創業後の一貫したフォローアップ支援及びベンチャー企業の育成を推進することで、新たな経済効果につなげる。	企業支援	→	→
			平成 33 年まで累計 (経営革新計画の承認件数) 5,000 件 (県の支援による創業件数) 1,000 件		

(3) 簡素で効率的な組織体制の構築

厳しい財政状況が続くと予想される中で、限られた財源を効果的かつ効率的に活用しつつ、県民ニーズに的確に対応していくためには「最少の経費で最大の効果」を挙げることが必要である。そのため、簡素で効率的な執行体制を構築していく。

また、行政需要の多様化・複雑化に的確に対応していくため、多様な人材を確保するための取組を推進する。

① 組織・定数等の見直し

これまでITの活用や民間委託の導入などにより職員定数の見直しを進め、県民1万人当たりの職員数(一般行政部門)は、平成28年4月1日現在11.1人(全国平均22.9人)と全国一少ない職員数になっている。

今後は、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックの開催準備により、一定期間、業務量が増加することが見込まれる。また、児童虐待対策や国民健康保険業務の県への移管など一定程度の業務量の増が見込まれる。

しかし、厳しい財政状況に加え、今後の高齢化の進展や人口減少時代の到来を踏まえ、引き続き簡素で効率的な組織体制を構築して全国一少ない職員数を維持し、「最小・最強の県庁」を徹底する。

また、指定出資法人等においては、社会経済情勢の変化に対応した不断の経営改善に取り組む。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29年度	30年度	31年度
97	組織体制の適切な見直し	多様な課題に迅速に対応するための組織体制の見直しを行うとともに、小規模組織の再編や指定管理者制度の導入検討、中核市等への権限移譲等を通じて、簡素で効率的な組織体制を構築する。	組織の見直し(新設・統廃合等) →		
98	職員定数の適正な管理※	毎年度、業務改善や事務事業の見直しなどにより定数の1%以上の削減を行い、行政需要の増加に対応するために必要な増員は原則として削減の範囲内で措置(国際大会への臨時的対応を除く。)し、全国一少ない職員数を維持する。	定数の1%以上の削減 増員は原則削減の範囲内で措置 →		

99	指定出資法人の経営改善の推進	指定出資法人の経営面やサービス面での目標を数値化し県民に約束する「経営改善に関する県民への誓約制度」の一層の活用を図るなど、経営改善に向けた主体的な取組を促進する。	新たな目標設定 23 法人	数値目標に基づく進捗管理 (目標達成率) 90%
100	地方独立行政法人制度導入の検討	新病院建設に伴い、更なる経営基盤の安定や良質な医療の提供を図るため、県立病院に地方独立行政法人制度を導入することで、より効率的かつ効果的なサービスの提供が図れるか調査・検討する。	調査・検討	(法人化する場合) 法人化準備

※ 企業局、病院局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理する。

② 多様な人材の確保

少子高齢社会の進展をはじめ社会構造の変化などにより、行政サービスへのニーズが多様化・複雑化している。

こうした課題に限られた人員で的確に対応していくため、専門性を有した人材や業務量の多寡に応じた人材を確保していくほか、優秀な若手職員を確保するための取組を推進する。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
101	高度・専門化する行政課題等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 高度・専門化する行政課題へ対応するため、専門的知識経験等を有する者（弁護士や研究者など）を任期付職員として採用することを検討する。 日々革新する技術への対応のため民間人材の登用（拡大）を進める。 	高度・専門的な行政課題の把握 民間人材や専門家等の登用検討		
102	若手職員による県庁の魅力発信	多様な人材を確保するため、若手職員によるプロジェクトチームを編成し、県庁で働く魅力の発信など、学生向けの PR 活動を積極的に実施する。	チーム編成 PR 活動		
103	労働者派遣制度の活用	一時的に業務量の増加が見込まれる業務や期間の定めのある業務に柔軟に対応するため、労働者派遣法に基づく派遣を活用し、人材の確保を図る。	派遣制度活用検討 新たな分野での派遣制度活用		

○ シニア層の活躍推進【再掲（参照：取組 No.24）】

(4) 地方分権の推進

住民に身近な行政は、できる限り住民に近い地方公共団体が担っていくことが望まれる。そこで、更なる地方分権を推進し、地方の創意工夫を活かすことで地域の活性化を図る。

① 権限移譲・規制改革の推進

国への要望や提案募集制度を活用し、地方分権を推進する。また、市町村への権限移譲については、平成29年度からを計画期間とする権限移譲方針を定め、方針に基づき市町村の実情を踏まえながら推進する。

さらに、社会環境の変化のスピードが一層増す状況において、豊かで活力ある県であり続けるためには、不断の規制改革に取り組む必要がある。そのため、庁内で調整が必要な規制について関係各部署で協議を行い、規制改革に向けた国への提案等を実施する。

No	主な取組	内 容	進行予定表		
			29 年度	30 年度	31 年度
104	国から県への地方分権の推進	個性を活かし自立した地方をつくるため、国への要望・提案を行うとともに、移譲された権限等の効果的な活用により地方分権を推進する。	提案募集制度の活用 (提案数:8件/年)	→	→
			権限の活用に向けた庁内協議	→	→
105	国への提案等による規制改革の推進	地域や経済の活性化を図るため、対象項目を検討し、特区制度・国への提案等を活用して規制改革を推進する。	庁内協議(5案件/年)	→	→
			特区・国への提案等	→	→

○ 県から市町村への権限移譲の推進【再掲(参照:取組 No.74)】

○ 川口市・中核市移行への支援【再掲(参照:取組 No.75)】

参考 これまでの主な行財政改革の取組

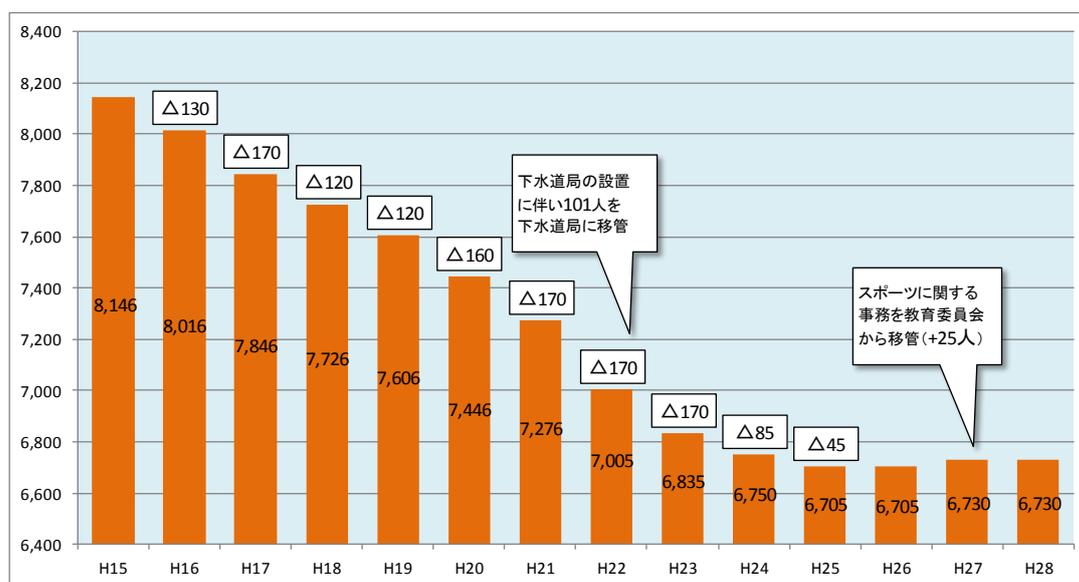
本県では、平成16年度から4次にわたる「行財政改革プログラム」を策定し、計画的に改革を推進するなど、積極的に行財政改革に取り組んでいます。

○職員定数の削減

- ・知事部局職員定数

平成15年度：8,146人 → 平成28年度：6,730人（△1,340人※、△16.4%）

※下水道局への101人、教育委員会からの25人分を除く



○指定出資法人改革

- ・県派遣役職員の削減

平成15年度：266人 → 平成28年度：114人（△152人、△57.1%）

- ・財政支出（補助金・委託料）の削減 ※当初予算ベース

平成15年度：440億円 → 平成28年度：347億円（約△93億円、△21.1%）

○県立施設の見直し（平成17年度～平成28年度）

- ・廃止

川越・春日部福祉センター（平成17年度）

民俗文化センター、老人母子休養センター「白鳥荘」（平成18年度）

浦和第一女子高等学校附属幼稚園（平成19年度）

鴻巣女子高等学校附属幼稚園（平成20年度）

労働会館（平成22年度）

熊谷会館（平成27年度）

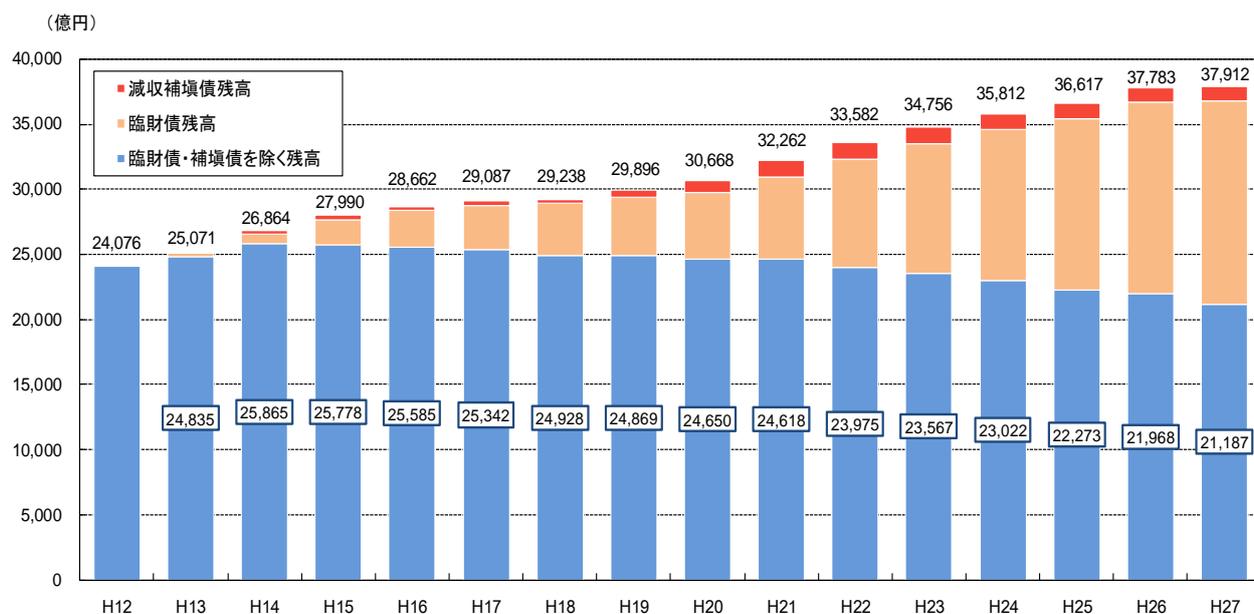
青少年総合野外活動センター（平成28年度）

- ・民間移管
特別養護老人ホーム「彩華園」(平成17年度)
知的障害者更生施設「花園学園」、「あげお」(平成17年度)
知的障害児施設「花園児童学園」(平成17年度)
特別養護老人ホーム「彩光苑」(平成18年度)
身体障害者療護施設「皆光園」、「そうか光生園」(平成18年度)
- ・民間売却
温泉保養施設「神川温泉保養センター」(平成18年度)
奥武蔵あじさい館(平成25年度)
- ・市町村移管
あらかわビジターセンター(平成20年度)
- ・再編整備
県立図書館 平成27年度：3館 → 2館
高等技術専門校 平成17年度：10校 → 7校1分校 平成21年度：7校1分校 → 6校1分校
県立高等学校 平成17年度：148校 → 平成25年度：139校
- ・指定管理者制度の導入(69施設)

○財政の健全化

- ・県債残高の管理(臨時財政対策債及び減収補填債を除く県で発行をコントロールできる県債残高)
平成15年度(決算)：2兆5,778億円
→ 平成27年度(決算)：2兆1,187億円(△4,591億円、△17.8%)

一般会計県債残高の推移



・県税収入の確保

インターネット公売の実施（平成 17 年度～）

滞納整理システムの導入（平成 18 年度）

自動車税の集中電話催告拠点の設置（平成 18 年度）

徹底調査による課税の推進（平成 20 年度～）

自動車税コールセンターの設置（平成 21 年度）

コンビニ収納の対象税目を拡大（個人事業税、不動産取得税）（平成 23 年度）

マルチペイメント収納を開始（平成 23 年度）

自動車税のクレジットカード収納を導入（平成 27 年度）

個人住民税の給与からの特別徴収全県一斉指定の実施（平成 27 年度）

・未利用不動産の売却

平成 17 年度～19 年度実績：50 件、約 91 億円

平成 20 年度～22 年度実績：31 件、約 45 億円

平成 23 年度～25 年度実績：19 件、約 33 億円

平成 26 年度～27 年度実績：19 件、約 20 億円

○運営手法の見直し

・下水道事業への地方公営企業法の適用（平成 22 年度）

・県立大学への地方独立行政法人制度の導入（平成 22 年度）

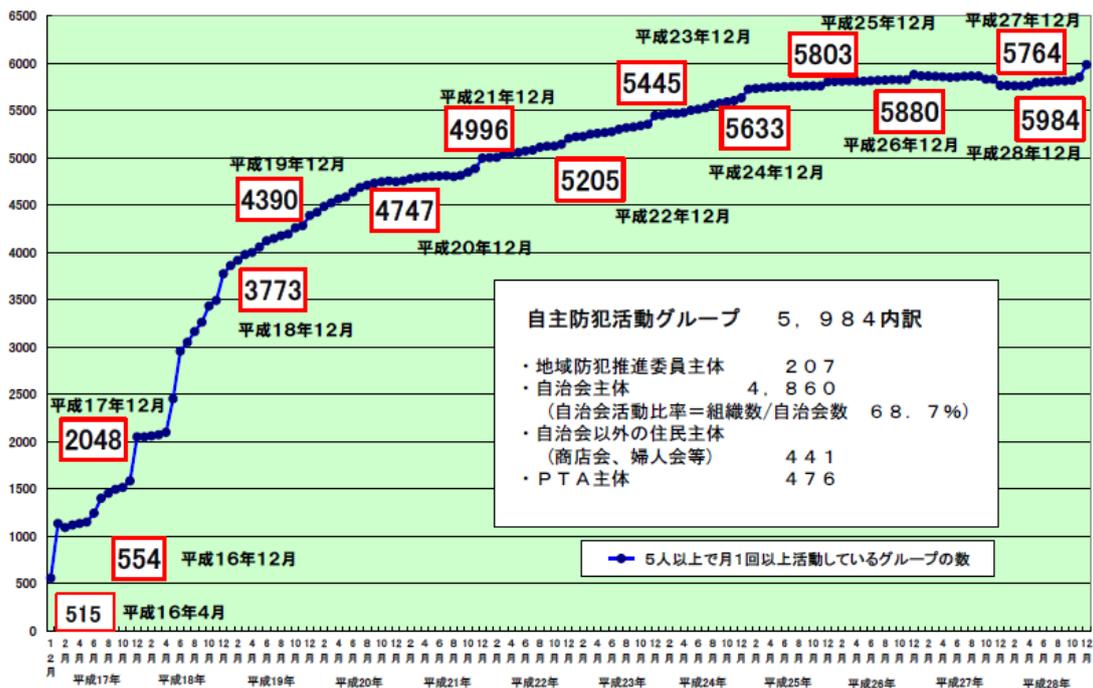
○民間との連携

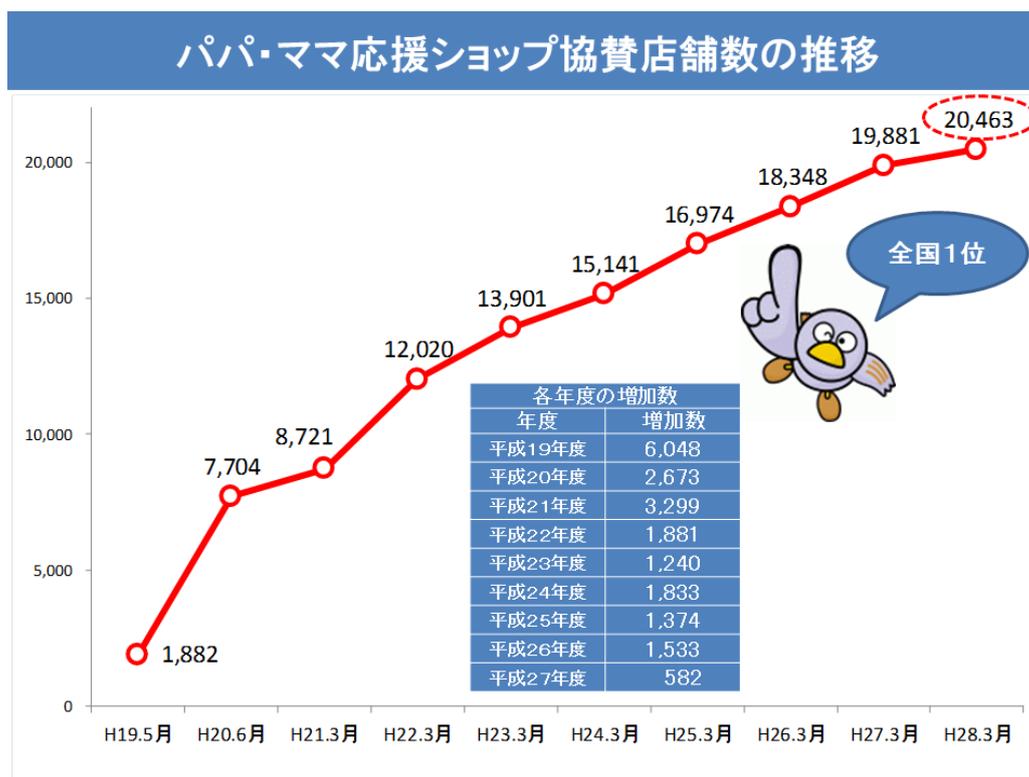
・自主防犯活動グループ〔わがまち防犯隊〕の拡大

515 団体（平成 16 年 4 月）→5,984 団体（平成 28 年 12 月）

わがまち防犯隊の数の推移

平成 28 年 12 月





- ・包括的連携協定の締結（平成 20 年度～）

コンビニエンスストア、スーパー、プロスポーツ等 合計 20 社と連携

○民間委託の推進

- ・総務事務センター業務への民間委託の導入（平成 20 年度）
- ・秘書業務への民間委託の導入（平成 20 年度）
- ・自動車税コールセンター業務への民間委託の導入（平成 21 年度）
- ・用地交渉業務への民間委託の導入（平成 22 年度）
- ・権限業務以外の税務事務への民間委託の導入（平成 23 年度）
- ・県民案内業務への民間委託の導入（平成 26 年度）

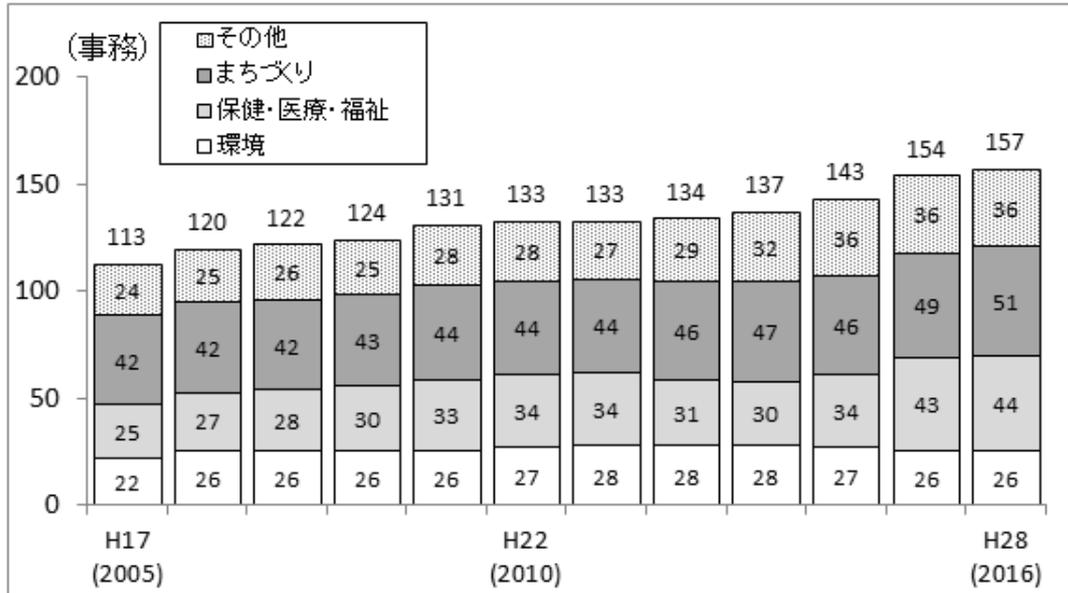
○職員の意識改革

- ・3S カイゼンの実施（平成 20 年度～24 年度）
- ・「もし埼玉県庁が株式会社だったら」改善運動の実施（平成 25 年度～）

○市町村への権限移譲

- ・埼玉県権限移譲方針 平成 17 年度：113 事務 → 平成 20 年度：124 事務
- ・第二次埼玉県権限移譲方針 平成 20 年度：124 事務 → 平成 23 年度：133 事務
- ・第三次埼玉県権限移譲方針 平成 23 年度：133 事務 → 平成 26 年度：143 事務
- ・第四次埼玉県権限移譲方針 平成 26 年度：143 事務 → 平成 28 年度：157 事務

市町村への権限移譲の推移



事務数は各年度末時点の数値（平成 28 年度は見込み）

○ I T 活用による県民サービスの向上・業務の効率化

- ・ 認証付き電子申請システムの運用開始（平成 16 年度）
- ・ 電子入札システムの稼働（平成 16 年度から段階的に実施）
- ・ 県・市町村共同電子申請システムの運用開始（平成 17 年度）
- ・ 県法人関係税電子申告システムの運用開始（平成 17 年度）
- ・ 電子申請システムに電子納付を導入（平成 18 年度）
- ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービスの導入（平成 18 年度）
- ・ 総務事務システムの運用開始（平成 20 年度）
- ・ 大型電子計算機の廃止に伴う業務システムの再編（平成 20～22 年度）
- ・ 簡易シンクライアントシステムの導入（平成 22 年度）
- ・ 情報システムの集約化・クラウドの推進（平成 23 年度～）
- ・ 業務支援基盤（グループウェア等）の整備（平成 24 年度）
- ・ 埼玉県オープンデータポータルサイトの公開（平成 27 年度）

埼玉県行財政改革プログラム 2017-2019

発行 平成 29 年 3 月

埼玉県 企画財政部 改革推進課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL : 048-830-2442 FAX : 048-830-4712

E-mail : a2440@pref.saitama.lg.jp
